

## 桑名市情報公開・個人情報保護審査会答申

### 58号事件

#### 第1 審査会の結論

本件異議申立について、実施機関の判断は妥当である。

#### 第2 異議申立人の異議申立の要旨

① 生活保護受給者〇〇〇〇氏の暴力事件の経緯と顛末、② 生活保護受給者□□□□氏の孤独死の経緯の文書の開示を求める。両事件が桑名市で発生したのであるから、今後事件を防止するためにも事実関係を明らかにすることは必要である。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

桑名市情報公開条例（以下単に条例という）第14条に基づき、当該開示請求に係わる公文書が存在するか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるため、「公文書応答拒否」の決定をした。

#### 第4 審査会の判断

審査会が判断すべき争点は、

異議申立人が請求している文書が、条例第6条第2号に該当する非開示情報（特定個人識別情報）であり、本件文書が存在するか否かを答えるだけで、非開示情報である本件文書を開示したことになるか否かである。以下、判断する。

- 1 条例第6条第2号が規定している「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する情報全般を意味し、「個人識別情報」とは、当該情報に係わる個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述部分だけではなく、これらの記述により識別される個人情報の全体を指すものと解するのが相当である。
- 2 ところで、異議申立人が開示を求めている文書は、特定個人の生活保護ケース記録（以下本件文書という）である。このような文書には、特定人が生活保護を受給しているか否かが記載されている文書であり、その中身もきわめてセンシティブ（機微）の情報が多数含まれているものであるから、個人識別情報に該当し、非開示情報である。
- 3 異議申立人は、開示請求の対象にしている両名について生活保護を受給している人物であると特定しているが、条例は、開示または不開示の判断に当たって、開示請求者が誰であるか、開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報を知っている立場にあるかなどの個別的事情は考慮しないこととされており、行政庁は、開示請求書の記載から客観的に把握される対象文書に対して開示の可否を検討すること

となる。

- 4 開示請求の対象になっている両名が、生活保護を受給しているか否かということは、条例第 6 条第 2 号の非開示情報に該当するので、本件対象文書が存在するか否か答えるだけで、非開示情報である本件対象文書を開示することとなるから、実施機関が条例第 14 条により、本件文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

## 第 5 結論

以上により、「第 1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年6月13日	・不服申立諮問書受理
7月8日	・ 実施機関に対し公文書存否応答拒否理由説明書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
7月10日	・ 実施機関から公文書存否応答拒否理由説明書及び審査会会議出席届出書を受理
7月15日	・ 異議申立人に対し公文書存否応答拒否理由説明書の送付、意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
7月28日	・ 異議申立人から意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の回答。第1回審査について欠席の旨連絡があった。
8月22日	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明の聴取  (第1回審査)
10月8日	・ 異議申立人に対し公文書存否応答拒否理由説明書の送付、意見書の提出及び意見陳述の希望の有無を再度確認。
10月14日	・ 異議申立人から意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の回答。第2回審査について出席の旨連絡があった。
10月22日	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明の聴取 ・ 審査  (第2回審査)
平成26年12月1日	・ 答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	石 坂 俊 雄	弁 護 士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大 学 講 師
委 員	福 井 悦 子	弁 護 士
委 員	庄 司 俊 哉	弁 護 士
委 員	田 中 里 美	大 学 講 師